

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「日本船舶・日本人船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者が、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の適用を受けることができる。</p> <p>① 日本船舶</p> <p>② 準日本船舶（対外船舶運航事業者または本邦船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶）準日本船舶のみなし利益水準（100純トン当たり）は、日本船舶の1.5倍。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>本特例措置の適用期限を5年間延長する。 （その他「日本船舶・日本人船員確保計画」の認定に係る運用の明確化を行う。）</p>		
関係条文	法人住民税（道府県） 地方税法第51条、第53条 （市町村） 地方税法第314条の4、第321条の8 法人事業税 地方税法第72条の2、12、23、24の7		
減収見込額	<p>[初年度] ー （ ▲2,043 ） [平年度] ー （ ▲2,150 ）</p> <p>[改正増減収額] ー （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊（我が国の外航海運事業者が運航する船舶群）による国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>東日本大震災等の非常時に備えて、国際海上輸送の確保を図ることが重要である。他国の管轄権の影響を受けず、安定的な国際海上輸送を通じた経済安全保障の中核となる外航日本船舶については、現行トン数標準税制に基づき、着実に増加が図られているところである。現行制度を延長することにより、非常時の国際海上輸送に必要な隻数（450隻）を達成する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策体系における位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされた。 海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）において、「日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保を図る。」とされた。 <p>【政策評価体系における当該要望措置の位置付け】</p> <p>政策目標6・・・国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19・・・海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標59・・・外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数</p>																												
	政策の達成目標	日本商船隊における日本船舶数を450隻とすることを目標とする。																												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和5年度以降の適用）																												
	同上の期間中の達成目標	日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5年間（令和5年度以降）で370隻程度とすることを目標とする																												
政策目標の達成状況	<p>日本船舶は平成29年度の237隻から令和3年度までに273隻まで増加しており、令和4年度には300隻程度まで増加する見込みである。</p> <p>なお、令和4年度には日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は330隻程度になる見込みである。</p>																													
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用隻数（見込み）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">（単位：隻）</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th></th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td></td> <td>299</td> <td>307</td> <td>316</td> <td>324</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td></td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			（単位：隻）					年度		5	6	7	8	9	日本船舶		299	307	316	324	333	準日本船舶		30	30	30	30	30
			（単位：隻）																											
年度		5	6	7	8	9																								
日本船舶		299	307	316	324	333																								
準日本船舶		30	30	30	30	30																								
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶の隻数は、トン数標準税制導入時の77隻から令和4年度末には290隻となる見込みである。</p> <p>非常時における国際海上輸送の確保の重要性にかんがみ、トン数標準税制を延長し、「日本船舶・船員確保計画」を令和5年度以降も継続することで、早期に450隻を確保する必要がある。</p>																													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	トン数標準税制（法人税）																												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												

	要望の措置の 妥当性	本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。
--	---------------	---

税負担軽減措置等の 適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用事業者数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>7 者</td> <td>363 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>7 者</td> <td>844 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>7 者</td> <td>713 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>7 者</td> <td>360 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>7 者</td> <td>3,453 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定事業者 7 社へのアンケート調査に基づき算出</p>		適用事業者数	減収額	平成 29 年度	7 者	363 百万円	平成 30 年度	7 者	844 百万円	令和元年度	7 者	713 百万円	令和 2 年度	7 者	360 百万円	令和 3 年度	7 者	3,453 百万円
	適用事業者数	減収額																	
平成 29 年度	7 者	363 百万円																	
平成 30 年度	7 者	844 百万円																	
令和元年度	7 者	713 百万円																	
令和 2 年度	7 者	360 百万円																	
令和 3 年度	7 者	3,453 百万円																	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人住民税</th> <th>事業税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1,172 百万円</td> <td>1,297 百万円</td> <td>2,469 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,222 百万円</td> <td>1,356 百万円</td> <td>2,578 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>225 百万円</td> <td>381 百万円</td> <td>606 百万円</td> </tr> </tbody> </table>		法人住民税	事業税	合計	平成 30 年度	1,172 百万円	1,297 百万円	2,469 百万円	令和元年度	1,222 百万円	1,356 百万円	2,578 百万円	令和 2 年度	225 百万円	381 百万円	606 百万円		
	法人住民税	事業税	合計																
平成 30 年度	1,172 百万円	1,297 百万円	2,469 百万円																
令和元年度	1,222 百万円	1,356 百万円	2,578 百万円																
令和 2 年度	225 百万円	381 百万円	606 百万円																
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者による日本船舶確保隻数は、トン数標準税制導入時の 77 隻から令和 4 年度末には 290 隻を確保する見込みであり、現行制度が有効に活用されている。																		
前回要望時の 達成目標	日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5 年間（平成 30 年度以降）で 415 隻とすることを目標とする。																		
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	数年前までの海運不況により、各社が船隊規模の縮小を行ったため、準日本船舶が減少し、目標に達しなかった。																		
これまでの要望経緯	H21 年度 日本船舶についてトン数標準税制（5 年間）を創設 H24 年度 準日本船舶（対外船舶運航事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶）まで課税の特例とする拡充要望 H25 年度 準日本船舶まで対象を拡充 H28 年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象とする拡充要望 H30 年度 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充																		